

埼玉県県産木材利用促進条例（仮称） 骨子（案）

1 目的

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与すること。

2 基本理念

県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- （１）森林資源の循環的な利用により、豊かな森林が次の世代に継承され、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること。
- （２）県産木材の経済的価値を向上させることにより、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること。
- （３）県産木材を積極的に利用することにより、県民の豊かな暮らしの実現が図られること。

3 責務及び役割

- （１）県の責務
 - ①県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
 - ②国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等と連携協力を図る。
- （２）市町村の役割
 - 県産木材の利用に努めるとともに、県の施策に協力する。
- （３）森林所有者の役割
 - 所有する森林の適切な整備及び保全に努める。
- （４）林業事業者の役割
 - 森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給並びに人材の育成に努める。
- （５）木材産業事業者の役割
 - 県産木材の積極的な供給、県産木材を利用した製品の品質の向上及び人材の育成等に努める。
- （６）建設関係事業者の役割
 - 県産木材の積極的な利用、県産木材に係る知識の習得、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努める。
- （７）県民の役割
 - 県産木材を利用した製品の積極的な利用に努める。

埼玉県県産木材利用促進条例（仮称） 骨子（案）

4 県産木材の利用の促進に関する指針

知事は、県産木材の利用の促進に必要な施策及び供給体制の整備に関する基本的事項、県産木材利用の目標等を指針として定める。

5 主要な施策等

- (1) 県産木材の安定供給及び生産性向上 県は、森林整備、県産木材の生産に係る基盤整備、県産木材の加工・流通体制の整備等に関する施策を講じる。
- (2) 県産木材の利用の促進 県は、建築物等における県産木材利用、県産木材の産地認証、県産木材の用途拡大等に関する施策を講じる。
- (3) 県・市町村による県産木材の利用 県・市町村は、自ら整備する建築物等において、率先して県産木材の利用に努める。
- (4) 人材の確保及び育成 県は、林業、木材産業を担う人材及び県産木材を利用した建築物の設計者等の確保、育成に関する施策を講じる。
- (5) 市町村への支援 県は、市町村が実施する県産木材の利用促進に関する施策の支援に必要な措置を講じる。
- (6) 普及啓発 県は、県産木材の利用の意義に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発活動を行う。

6 施策実施状況

知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を毎年度公表する。

7 条例の施行日（予定）

令和8年4月1日